

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成24年 6月19日

住所 札幌市東区北丘珠5条4丁目5番7号
名称 北清企業株式会社
代表取締役 川井 雄一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

札幌市長 上田 文雄



許可の年月日	平成24年 6月19日	許可番号	札幌事産施許可第12-01号
施設の種類及び処理する産業廃棄物	廃プラスチック類の破碎施設（施行令第7条第7号） 木くずの破碎施設（施行令第7条第8号の2） ア 廃プラスチック類 イ 木くず （石綿含有産業廃棄物であるものを除く。）		
設置場所	札幌市北区拓北6番591、6番625、6番1745		
処理能力	廃プラスチックの破碎施設：15.2t/日（8時間稼動） 木くずの破碎施設：24.2t/日（8時間稼動）		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有・無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は本市に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		